医政地発0413第1号令和2年4月13日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長 (公 印 省 略)

「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の一部改正について

医療計画(医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項に規定する医療計画をいう。以下同じ。)の作成に当たって参考とすべき、5疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患をいう。)・5事業(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療(小児救急医療を含む。)をいう。)及び在宅医療(居宅等における医療をいう。)の体制構築に係る指針については、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(平成29年3月31日付け医政地発0331第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「課長通知」という。)により示しているところであるが、本年3月2日の「医療計画の見直し等に関する検討会」による「第7次医療計画の中間見直し等に関する意見のとりまとめ」(別紙1)等を踏まえ、課長通知の一部を別紙2新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたため通知する。

なお、第7次医療計画の中間見直しの時期については、今般の新型コロナウイルス 感染症の国内における感染状況等を考慮し、別途通知することとする。